

令和7年度県立自然公園満喫周遊マップ作成業務委託に係る仕様書

1 目的

本県は、豊かで多様な自然環境に恵まれ、離島を含む各地域にそれぞれ特色のある自然公園を有しており、自然公園では豊かな自然環境やその自然によって育まれた美しい風景、伝統文化、食、温泉といった地域資源や様々な自然体験活動（ダイビングやSUP、ウォーキング、サイクリング等）を楽しむことができる。

本業務では、地域関係者が参画するワークショップを開催し、豊かな自然環境や、その自然によって育まれた伝統文化や食、自然体験活動など自然公園内の魅力を凝縮した、自然を満喫できる体験メニューや周遊モデルコース等を造成し、自然公園の楽しみ方などを掲載した周遊マップを作成・配布することで、県立自然公園の利用を推進し、地域の活性化につなげる。

2 業務委託の概要

- (1) 契約者
鹿児島県知事（鹿児島県環境林務部自然保護課）
- (2) 業務名
令和7年度県立自然公園満喫周遊マップ作成業務委託
- (3) 委託料
下記「3 業務内容」に掲げる業務を行うために必要なすべての経費とし、1,925千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。
- (4) 履行期限
令和8年3月10日（火）

3 業務内容

- (1) ワークショップ開催に係る参加者との事前調整
- (2) ワークショップの運営（会場使用料等の支払いを含む。）
- (3) ワークショップで提案された素材の取材・撮影
- (4) マップのデザイン・文章作成
- (5) マップの印刷（展開A2サイズ、両面カラー、折り加工）
（和文5,000部及び英文300部 合計5,300部）
- (6) デジタルプロモーションの実施

4 ワークショップ概要

- (1) 開催月・場所
 - ① 令和7年9月、2市（鹿屋市、垂水市）で個別に開催
 - ② 令和7年10月、1か所に集合し開催
 - ③ 令和7年11月、1か所に集合し開催
- (2) 内容
 - ① 概要説明・地域の観光スポットや自然体験活動など素材の聞き取り
 - ② 掘り起こした地域素材の集約、マップへの落とし込み
 - ③ マップ案の検討、協議
- (3) ワークショップ参加者等
各地域における、観光、登山、地域おこし、エコツーリズム、農業、温泉等の関係者
各市町からワークショップの参加者（候補者）を推薦済み
その他に適任者がいれば追加可能
2市（鹿屋市、垂水市）で各5～10名程度を想定
- (4) ワークショップ経費
会場使用料、参加者への謝金・旅費等

5 作成するマップの概要

(1) 内容

高隈山県立自然公園を中心とし、近隣の市街地や観光地、自然公園等との周遊を促すものとする。

(2) 作成部数

和文5,000部及び英文300部 合計5,300部とする。

※英文は、ネイティブ（英語母国語話者）による翻訳もしくはチェックを行うこと。
さらに固有名詞については、和文とのチェックを受託者で二重に行うこと。

6 デジタルプロモーションの実施

関連するサイトへのバナー・リンク掲載やGoogleMap等との連動した表示により、Web上でのマップの利用を促進する。

7 著作権等

(1) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけない。

ただし、あらかじめ県自然保護課長の承認を得た場合はこの限りでない。

(2) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の使用者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(3) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作物等」という。）は、特に定めのない限り、県に帰属するものとする。

(4) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。

(5) 成果品の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(6) 成果品の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作物は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(7) 成果品納入の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(8) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

8 その他留意事項

(1) 業務遂行に当たっては、総括責任者を定めること。

(2) 委託業務の進捗状況等については、委託者の支持に従い、随時報告すること。

(3) 業務を処理するための個人情報取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(4) 特定商品の宣伝又は斡旋、情報の収集等営業活動に類する行為は行わないこと。

(5) 仕様書に記載のない事項については、県自然保護課長と協議しその指示に従うこと。